



めむろ社協だより

No.334 平成27年3月号

発行・編集：社会福祉法人芽室町社会福祉協議会
 事務所：東2条2丁目 ふれあい交流館内
 ☎62-1616 ㉠62-1657
 ㉠ http://www.memuro-syakyo.jp/

「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。

芽室町社会福祉協議会は、総務係(芽室町共同募金委員会、あおぞら芽室会)、地域福祉係(芽室町老人クラブ連合会、芽室町ボランティアセンター、ふれあいサロン「なごみ」、身体障害者福祉協会芽室町分会)、訪問介護係・障がい者支援係(ホームヘルパー)、通所介護係(「ああい21」デイサービスセンター)、居宅介護支援係(ケアマネジャー)、小規模多機能型居宅介護係(ふたば)の7係で構成されています。

晴天のふれあい雪中運動会でした



第21回ふれあい雪中運動会を2月11日(水)に開催し、小さなお子さんから、ご年配の方まで160人を超える人達に参加をいただきました。

午前の雪中競技では、温かい日差しの中でかいっぱい走り回り、そして、スノーモービルの体験試乗に胸を躍らせ、午後の室内ゲームでは、参加者同士の温かい交流が深められました。



ふれあい雪中運動会の実行委員会は、運営部会と企画部会によって構成され、町内の多くの福祉団体や個人の方々にも、ご協力をいただきました。ありがとうございました。

第21回ふれあい雪中運動会実行委員会(順不同、敬称略)

<運営部会構成団体>

芽室町民生委員児童委員協議会、芽室町地域子ども会育成連絡協議会、どんぐり会、障がい福祉サービス事業所(多機能型)オークル、かしの里めむろ保護者会、身体障害者福祉協会芽室町分会、芽室町役場保健福祉課、芽室町役場子育て支援課

<企画部会>

にしおおえだん たもりりこ いとうひなり きかいりな ごとうりつひ ふるかむこさき まきちゆうま ながやえいじ
 西大條真吾、芽室高等学校ボランティア部(田守莉子、伊東妃菜里、酒井瑠奈、後藤綾平、古川康揮、菊地裕貴、顧問：長屋栄二)

第21回ふれあい雪中運動会協力団体、個人(順不同、敬称略)

たけだよしひろ くまがかりかずのぶ
 武田美晴、芽室スノーモービル同好会、草苺和信、めむろ新嵐山(株)、北海道コカ・コーラボトリング(株)帯広営業所、めむろてつなん保育所、芽室幼稚園、芽室町総合体育館、芽室町健康プラザ、芽室町観光物産協会、ふれあい交流館、(術)服部商店、芽室ガス(株)、泉明(芽室友友会)、立川美穂

めむろ社協だよりは「赤い羽根共同募金」の助成を受け、発行しています。

法人後見事業を開始します!

加齢や障がいにより、自分のお金を管理することが難しい方や不安な方でも、地域で安心して暮らせるように、社協が法人としての立場で成年後見人等となり、お手伝いをさせていただきます。

こんなことで、お困りではありませんか?

【お金の悩み】

- 物忘れにより、自分で通帳や印鑑を管理することが難しい
- 年金が本人のために使われていないかも知れない



【契約の悩み】

- 訪問販売や悪徳商法の被害に遭った経験がある
- 施設への入所を考えているが、契約書の内容が理解できない



【将来の不安】

- 障がいを持つ子供がおり、自分がいなくなった後が不安
- 自分に身寄りが誰もいないので、将来の生活が不安



【成年後見制度の理解】

- 成年後見制度の利用を勧められたが、内容がわからない
- 成年後見制度を利用したいが、後見人になってくれる人がいない



こんなとき…社協へご相談ください!

まずは生活の様子を教えてください

- 普段の生活で、何にお困りかを具体的に聞かせていただくことで、解決に向けた方法を一緒に考えます。
- ご本人がお持ちの判断能力や生活状況に応じて、最善と思われる方法を考えます。

必要な手続のお手伝いをします

- ご本人とお会いさせていただき、最終的な判断をします。
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用が必要な場合は、手続のお手伝いをさせていただきます。

金銭管理や契約のお手伝いをします

- ご親族でのお手伝いが難しい場合は、社協がご本人に代わって金銭管理や契約のお手伝いをさせていただきます(必要に応じて法律の専門家を紹介することもあります)。

成年後見制度をわかりやすくお伝えします

- 成年後見制度の内容は、担当の職員がわかりやすく、ご説明いたします。
- 団体などの集まりへお伺いし、説明することもできます。

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が充分ではない方が不利益を受けないよう、ご本人の意思を尊重しながら、権利や財産を守るための制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

ご本人に代わって支援をする人は、生活状況などを総合的に判断し、弁護士や司法書士といった法律の専門家、親族、社協のような法人の中から家庭裁判所が選びます。

■法定後見制度の大まかな内容

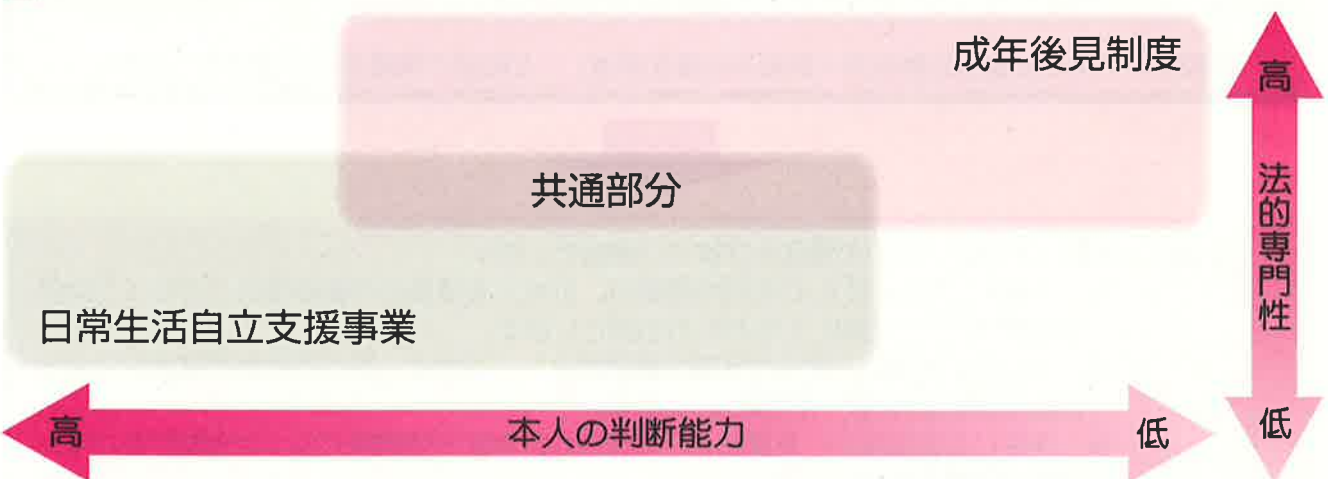
	後見(こうけん)	保佐(ほさ)	補助(ほじょ)
対象となる人 (具体的な想定)	判断能力がない(お金の種類の区別がつかない)	判断能力が著しく不十分(買い物で5千円札を出したか千円札を出したか、わからなくなる)	判断能力が不十分(お米を炊くのに、研ぐのを忘れてしまう)
家庭裁判所へ届け出できる人	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長など		
必ず与えられる権限	財産管理全般に必要な代理権、取消権	本人の能力ではできない部分の取消権、同意権	-
状況によって与えられる権限	-	本人の生活状況により必要と思われる部分の取消権、同意権、代理権	-
資格の制限	医師、税理士などの資格や会社役員、公務員などの地位を失う		-

日常生活自立支援事業とは？

高齢者や知的障害、精神障害により、日常の判断能力に不安のある方が住み慣れた地域で暮らせるように福祉サービスの利用支援や金銭管理のお手伝いをする事業です。

利用に当たっては、ご本人に契約をご理解いただける程度の判断能力があることが前提となり、社協との契約が必要になります。

■成年後見制度と日常生活自立支援事業の関係



支援内容	生活支援	日常生活管理	日常金銭管理	預かり	身上監護	法的行為
	安否確認、食事や洗濯等の支援	日用品購入・支払、郵便物の確認	生活費や公共料金の払戻・支払	通帳、印鑑、証書の預かり	利用契約、入院契約、通帳保管	財産処分、貸借契約、財産分割協議

【お問い合わせ先】 地域福祉係(☎62-1616 担当：澤尻・佐藤英樹)

地域の福祉活動を応援します!～地域福祉活動助成金～

社協では、これまで実施していた福祉団体助成金のあり方を見直し、新たに地域福祉活動助成金としての仕組みを以下のとおり、整えました。

【1. 対象となる団体…以下の条件を満たす必要があります】

- ①活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの
- ②ボランティア団体および個人の場合は、ボランティアセンターに登録していること
- ③団体の場合は、自主的な活動として会員会費制を導入していること
- ④他の団体・個人(会員個人も含む)に対して、助成金等を支出していないこと
- ⑤事業予算の4分の1は他の財源(助成金・自主財源等)を活用していること
- ⑥1年以上の活動実績があること
- ⑦特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと

【2. 対象となる事業…通年(継続)の事業を対象とします】

- ①障がい者や高齢者あるいは保健医療、更生保護の当事者やその家族により構成される組織が、社会復帰や社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業
 - ②芽室町全域あるいは小地域において住民参加による福祉活動や地域福祉向上のための事業
 - ③文化活動や環境美化活動、教育・子育てなどの幼児および青少年の健全育成事業や健全な地域社会を構築するため住民参加により実施される事業
 - ④災害等の支援活動
 - ⑤地域との連携を含んだ国際的交流・支援事業
 - ⑥その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的事业
- ※逆に対象とならない事業もありますので、詳細は、下記へお問い合わせください。

「私たちの活動が当てはまる!」という方には、以下の手順をお勧めします!

- 手順① 6月1日(月)～6月30日(火)の間に以下の書類を社協事務局へご提出ください。
- 助成金交付申請書 ●当該年度の事業計画書 ●当該年度の予算書
- ※上記の書類は、いずれも社協で定めた様式となります。
- その他、実施事業に関する資料等(任意)

- 手順② 7月に社協の正副会長・部会長会議を開催し、助成金の審査および選考をします。



- 手順③ 決定、不決定いずれの場合も文書でご連絡をします。
- ※ 1件(1団体・個人)の助成申請額は、助成対象経費の予算総額の2分の1と助成限度額15万円を比較して少ない方の額とします。
 - ※ 助成金の総額は、社協の予算の範囲内とし、財源は、赤い羽根共同募金配分金と社協独自財源(会費・寄付金)とします。
 - ※ 決定した助成金は、概算額として交付し、年度末の精算で余った金額があれば、お返しいただきます。

紙おむつ等購入助成事業、シルバーカー購入助成事業も手続きの一部が変わります。
詳細は下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 地域福祉係(☎62-1616 担当:佐藤英樹)



住所：西4条4丁目1番地「西子どもセンター」となり
 開館時間：火～土曜日 9時～17時30分
 ※日・月・祝日はお休みします。
 ただし、土曜日は祝日でも開館します。

ブログ開設中：「ふたば」と「なごみ」のぼかぼか日記
 (<http://nagomi.kakuren-bo.com/>)

教えて先生!

ただいま
参加者募集中!

“おやつを作ろう!”

今月は、これまでの「教えて先生!」のお菓子作り教室に参加された小学生おふたりが先生です。みんなで一緒にお菓子作りを楽しみましょう!

- ★と き 3月28日(土)13時30分～15時30分
- ★と ころ 芽室町中央公民館3階調理実習室
- ★講 師 しばたゆあ のだゆり
柴田結愛さん、野田結莉さん(芽室小学校5年生)
「お菓子作りは好きだけれど、食べる方が好き!」というおふたりです。
- ★内 容 フレッシュオレンジゼリーと
ハニーフレンチトースト
- ★定 員 20人(先着順、小学校2年生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください)
- ★参加費 200円
- ★持ち物 エプロン、三角巾、ふきん、小学生の方は上靴
- ★参加締切 3月24日(火)
- ★申込先 芽室町ボランティアセンター(☎61-3631 担当:柏葉)



～使っていない将棋セットを 譲っていただけませんか?～

ふれあいサロンなごみでは、毎月第1・第3土曜日に囲碁・将棋教室を開催しています。

皆様の参加が徐々に増えつつあり、時折、将棋の駒や将棋盤が足りなくなることもあります。

お使いにならない将棋の駒、将棋盤をお持ちの方は、譲っていただけると助かります。

ご指定の場所へ取りに伺いますので、下記へご連絡をいただくと幸いです。

★お問い合わせ先 ふれあいサロンなごみ(☎61-3631 担当:佐藤真吾)



善意に厚く
感謝いたします

▼睦町	達家	さだ子	さん	100,000円	夫の死去に際して
▼南大成	小丹枝	英雄	さん	300,000円	妻の死去に際して
▼毛根	小林	茂則	さん	150,000円	父の死去に際して

平成27年1月31日～平成27年2月28日 (個人情報保護の観点から同意された方のみ掲載しております)

心配ごと相談日程

3月25日(水)

時間 13時15分～15時30分
場所 保健福祉センター2階「静養室」
専門相談員 土岐 一雄(人権擁護委員)
今野 峯夫(人権擁護委員)

4月8日(水)

時間 13時15分～15時30分
場所 保健福祉センター2階「静養室」
専門相談員 調整中

- ★問題解決に向けたアドバイスや関係機関などへの橋渡しを行います。
 - ★おおむね月2回、第2・第4水曜日に開設しています。
 - ★専門相談員は、予定者です。
- 【お問い合わせ先】 総務係 ☎62-1616

ふれあい交流会日程

3月13日(金)

時間 11時～
場所 中央公民館
内容 レクリエーション
担当ボランティア：さつき会

3月27日(金)

時間 11時～
場所 中央公民館
内容 出前講座、誕生会
担当ボランティア：かしわ会

- ★「ふれあい交流会」は、ひとり暮らし高齢者の食事会です。
 - ★参加には、事前に会員登録が必要です。
- 【お問い合わせ先】
地域福祉係 ☎61-3631(担当・佐藤真吾)



アットホームパン工房 「リスどん」
「なごみ」出張販売は3月26日(木)
10時30分～12時です

今月のおススメ



天然酵母クリームチーズ(写真左、150円)と天然酵母小倉あん(写真中央、150円)は、酵母から、リスどんで手づくりをしており、お焼き風の食感が印象的です。

メロンパン(写真右、110円)は、リスどんの商品でも1、2を争う人気商品で、小さいメロンパンが2個で1組になっているので、お得感もあります！